

丙

部長	課長	係員	担当	起案	・	・
				決裁	・	・
				施行	・	・

第10回秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会会議録

1 開催日時	平成22年9月27日(月) 午後2時40分から午後4時20分まで	
2 開催場所	秦野市保健福祉センター3階第4会議室1	
3 出席者	委員	倉斗委員 佐々木委員 塩原委員 中野委員 根本委員(委員長) 藤木委員
	事務局	山口公共施設再配置計画担当課長 志村公共施設再配置計画担当主幹
	補助 スタッフ	香坂課長補佐 石原課長補佐 井上主事 小泉主査 小谷主査 井上主査 吉田主任主事 福井主査
4 議題	(1) E-メンバーからの意見について(報告事項) (2) 秦野市公共施設の再配置に関する方針案について(経過報告) (3) 秦野市公共施設再配置計画(案)について (4) その他	
5 配付資料	資料1 E-メンバーからの意見⑥(9月23日現在受付分) 資料2 方針案の内容の各機関等及び市民への説明の結果について ② 資料3 秦野市公共施設再配置計画(仮称)検討委員会における検討素材の募集に関する要項(案) 資料4 西中学校区の特性について 資料5 西地区の都市計画図等 資料6 シンボル事業の内容について	

6 会議結果

【委員長】 次第に沿って進めていく。まず、資料1の説明をお願いしたい。

【事務局】 (資料1の内容を説明)

【委員長】 何か質問はあるか。E-メンバーの活動期間はまだあるとしても、いずれはOB会的な方法を考える予定はあるのか。

【事務局】 第三者機関により計画の進行をチェックすることが方針に明記されている。当然、計画あるいは方針策定に携わってきた方が何名か入っていないと話が上手くつながらない。その点は検討事項であると考えている。

【委員長】 再配置を具体的に実施していく時に、また第三者委員会が立ち上がって、それに対するE-メンバーもあるということか。

【事務局】 E-メンバーの方法を採用するかどうかは未定だが、採用するとしたら、そうである。

【委員長】 ぜひ前向きに考えていただきたい。他に質問や要望はあるか。なければ、議題2に移りたい。まず、資料2の説明をお願いしたい。

【事務局】 (資料2の内容を説明)

【委員長】 何か質問はあるか。なければ、引き続き議題3に移りたい。資料3の説明をお願いしたい。

【事務局】 (資料3の内容を説明)

【委員長】 これは、内容が固まったら速やかに公募を開始するのか。どういう手段で行うのか。

【事務局】 すぐに出せるものはホームページを考えている。それとは別に、建設業界の新聞の中で、再配置の記事を非常に良く取り上げてくれている新聞がある。そこには真っ先に流そうと考えている。また、「広報はだの」もあるが、今からだと早くても11月1日号にしか載らないことと、市外の人も含めた大勢には伝わらないということもあるので、その点に関しては工夫が必要だと思う。できれば、今日お集まりの委員の皆さまがお持ちのネットワーク等にも、積極的に流していただくと非常にありがたいと思う。

【委員長】 それでは、良い提案をいただけるような中身になっているのか検討をしたい。

【A委員】 事前に要項を見せていただき意見も言わせていただいたが、例えば建築を専攻している学生がグループで投稿するレベルでは参加者があると思う。ただ、企業レベルになると、この先どういう関わり方ができるかがまだ見えにくいと思う。逆によくあるのが、基本設計の案を手伝ったら実施設計で入れてもらえなくなって、「やらなければ良かった」ということが今までも結構あったので、企業側からすると出すべきか迷ってしまうと思う。今後の実現に際して、どういう関わり方ができるのかという可能性をもう少し触れても良いと思う。

【委員長】 資料3の3ページ「7 その他の注意事項」の(5)のオブザーバー参加がそれに相当すると思う。今の話は、ひとつが、不利にならないということを明記すべきである。また、有利になるという意味では、オブザーバー参加ができると書いてあるが、これだけで十分か、他にはないかということである。具体的には何を想定しているのか。

【A委員】 例えば、実際に実施になる際に、業者として関わる可能性があるのかどうかということである。それを書けるのかどうかはわからないが、そのあたりはどうか。

【委員長】 不利にはならないということは書ける。

【A委員】 その位しか書けないのか。

【事務局】 この事業自体が、今後市の政策に乗っていたりとか、ある程度の全体計画がまだ明確になっていないものである。必要性は市内部でも認知されているが、具体的な内容について総合計画などへの反映がない段階であり、あくまで検討委員会で検討する素材となっているレベルなので、これによって出てきたものへの担保

は、(5)に書いてあること位までかなと思う。

【A委員】 今ご説明いただいたことを、そのまま書くことはできないのか。「今は書けないんだよ」ということだけでも。

【委員長】 (6)に、“本件提案により将来秦野市が想定する事業の設計者もしくは事業者の募集の際に、一切不利益を及ぼすことはありません。”ということを書かないといけないと思う。

【事務局】 我々は不利益がある面は想定していなかった。

【委員長】 これには、前段階に関わることで情報を出すことにより、それを見る側に優位に使われることを遮断するという目的があるが、このままでは、情報を出す側が他の人に有利に使われると思ってしまわないか。将来の事業は決まっていないので、まったく関係がないと書く必要がある。

【事務局】 (3)で知的財産権は応募者のものですよと明記しているので、それを見て誰かが似たような提案を出しても、それは秦野市としても受けられない。

【委員長】 知的財産権の問題ではなくて、利益相反の問題である。また、オブザーバーの箇所がこれで十分かということである。オブザーバーの定義にもよるが、正確に書くとすると、“オブザーバーとして会議に参加し、委員会の求めに応じて発言若しくは資料提出ができる”という意味でのオブザーバーである。影響力を行使できることが重要なので、単にオブザーブするだけでなく、委員に自分のアイデアを言えるようにする。実際にそういう方がいっぱい入って議論をすると、今度は逆に議論にならないかもしれないので、やり方としては追加ヒアリングみたいな形で、委員会である程度練った上で幾つか絞り込んで、それをオリジナルの提案者に聞くという会になると思う。そうすると、オブザーバーが複数いて、お互いに相手がいるところで意見は言いにくいかもしれないので、そこをどうするかである。オブザーブは一切外して、必ず発言ができる機会を設けるというやり方もあるかもしれない。ただ、それだけだと、1回言うだけかということになるかもしれない。

【B委員】 意見を言える場を与えられるということだけでも、だいぶ違うと思う。

【委員長】 検討するにあたっては、意見が言えるということと、意見は言わないが何を議論しているか知りたいという両方があると思う。前者は問題ないと思うが、後者をどこまで認めるかである。

【B委員】 この検討委員会は公開を前提にしているので、基本的に同じだと思う。

【委員長】 オブザーバーという言い方自体が曖昧な気がする。

【B委員】 応募者は会議に参加し、意見が自由に言えるとする。オブザーバーという権利のさらに上にするといいと思うが。

【委員長】 そうすると、他の応募者がいる前で発言することになるが。

【B委員】 そもそも公開なので、それを前提に応募していただくことになる。今委員長がおっしゃった部分は、ヒアリングの時に、委員会と応募者の間で意思確認をするみたいな形で。採用するかどうかは別として、委員会ではひとつの参加資格を与える。

- 【委員長】 まず、オリジナルの提案に対するやり取りをし、次に委員会ではそれを含めて素案をだんだん作っていき、こういう風に考えたということのを逆に投げかけて意見をもらうという2つのコミュニケーションがとれる。
- 【B委員】 事業者側からすると、公開の場で自分の発案を発表できると同時に、いかに情報を入手するかということもあるので、オブザーバーとして参加できるだけでも十分インセンティブを与えられると思う。
- 【A委員】 他の応募者の意見を聞くこともメリットのひとつになると。
- 【委員長】 この詳細を委員会が検討するにあたり、会議に参加することができますよ。オブザーバーとしてだと発言できないように思ってしまうので、それは発言できますよ、資料も出せますよとする。それはどういう立場としてがいいか。応募者としてよりも、特別委員として参加できる方がいいと思うが、事務局はいかがか。
- 【事務局】 この委員会の設置要綱上、委員長の判断で人を招くことも可能である。
- 【委員長】 特別委員という性格があれば大丈夫なのか。
- 【事務局】 要綱には、「委員会は、必要に応じてその会議への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。」としてある。固有名詞の決まりはないので、任意でつけることは可能である。
- 【委員長】 応募者と特別委員は性格が異なり、応募者は応募内容のみ発言できて、特別委員は多少高所から発言できる感じがするので、そちらの方がインセンティブが高いと思う。特別委員という名前を使ってはいかがか。
- 【事務局】 性質は、委員以外の者の出席を求めるとのことなので、それは構わないと思う。市長が招くわけではないので委嘱もないし、当然報酬も出せないという前提になる。「特別委員として会議に参加することができる。」と表記したい。
- 【委員長】 それでは、アイデア採用者は、特別委員として、発言や資料提出をお願いしていくこととする。これである程度提案をいただけそうだと、内容についてはどうか。
- 【B委員】 先程委員長がおっしゃった、知的財産権以外の不利益も被らないということは一文書いた方が良く思う。
- 【委員長】 時間軸についてだが、いつの時点のアイデアなのか。資料3の1ページ「2 シンボル事業の内容」には、学校敷地内の他の施設、周辺も含めて複合化するアイデアを募るということで、それはぜひいただきたいと思うが、どのくらいの時間軸で考えたら良いのか。それも別に問わないと。遠い将来のことも考えた提案でも別に良いと。将来的にはこれが良い、とりあえずはこれが良いという感じに組み合わせていくのか。
- 【事務局】 とりあえずというものは必要である。実際には5年以内に一定の時間軸でやることがある。老朽化した建物の建替えもあるので。
- 【委員長】 そうすると、必ず老朽化による複合化は必要であるということになる。
- 【C委員】 基本的にシンボル事業の内容としては、西中学校体育館と西公民館の複合化が背景にあって、さらにそこからは他を含めても良いという表現になっている。

- 【委員長】 「2 シンボル事業の内容」の2段目「ただし、～」の後に、将来も含めてということもないと、とりあえず学校の校舎は別であると理解されても困る。
- 【C委員】 様式1で、VFM効果等とあるが、逆にそういったところの達成効果までも含めた提案を、素人の方ができるかどうかも疑問である。
- 【事務局】 これを強制してしまうと件数が少なくなると思ったので、任意記入としたのだが。
- 【委員長】 VFMという言葉が少し難しいので、費用対効果にした方が良くと思う。先程の「2 シンボル事業の内容」の2段目「ただし、～」については、“ただし、将来を含め”にするのはどうか。そうしないと、時間軸が5年以内に来るものもあるかもしれないが、同時にできるものは限られてしまう。
- 【事務局】 それでは、“ただし、同時に又は将来”と修正する。
- 【D委員】 細かいかもしれないが、西公民館と西中学校の体育館の間にあるプールや武道場も、解体等の手を入れて良いのだろうか。
- 【事務局】 学校敷地内の他の施設となるので、構わない。
- 【D委員】 4 ページの別表にリストアップされた中学校の建物と、西公民館、消防署だけが基本的に対象となると思われないか。
- 【事務局】 プールや武道場も入れたほうがよいかもしれない。プールは、30年という耐用年数が過ぎて、45年経っている。プールはぜひ入れたいところだが、あまり市からの条件が多くなることも良くないし、議会等でも、体育館と公民館という話はしてきたが、プールまでとは今まで話題にされていなかったもので、入れていなかった。
- 【D委員】 事業を行う場所は、地図上でどこからどこの範囲と囲まなくて良いのか。
- 【事務局】 一団の市有地の範囲を図面に明示する。
- 【委員長】 実測図がないので、添付の図面から推測する範囲となるが、4 ページ、5 ページの地図で提案してくださいとした方が良いのではないかと。住宅地図といった別のものを出されるより、この中に全体の枠をイメージできる図を置く方が良いと思う。
- 【事務局】 5 ページの図には公民館の敷地が入っていない。北側の西分署と忠魂碑は見えるが。新たに作ることはできるか。
- 【補助スタッフ】 中学校のCADの図面があるので、それに西公民館を書き足せば、作ることはできる。
- 【事務局】 市の方で統一した地図を作成することにする。
- 【委員長】 調理実習室ではなくて、調理室が正式名称であるのか。
- 【事務局】 台帳上はその書き方になっている。
- 【A委員】 ただ、4 ページの注釈に“「調理室」と示されているものは”という文章があるが、給食調理室と間違えてしまうのではないかと思うので、括弧書きで教室とした方が良くと思う。
- 【事務局】 秦野市では中学校給食をやっていないので、中学校に給食調理室がある

- という見方がなかった。“プレハブによる仮設の「家庭科調理室」”に修正する。
- 【C委員】 確認だが、武道場とプールの耐用年数が過ぎていて、どちらにしても建て替えないといけない状態なのか。それともまだ手をつけなくても良いのか。
- 【事務局】 秦野市の今までやってきた方向として、プール、武道場に関しては耐用年数できっちり更新はしてきていない。体育館については、きっちりやってきた。中学校に関しては、体育館をやる際に武道場もあわせて作ってしまうというのが今までの例である。今回も公設公営でやっていけば、プールは別として、武道場も建て替えの対象になっていたと思う。
- 【C委員】 体育館と公民館という形で出てきているが、その他の施設の中に含まれるといえばそうだが、武道場もあわせてという一文は加えなくても大丈夫なのか。
- 【事務局】 できれば出したいが、あまり市の要望を出して方向性を決めてしまうのも良くないと思っている。
- 【A委員】 耐用年数が出ていけば、提案者としては一緒にやってしまいたくなると思うが。
- 【委員長】 事務局の話にあったような情報は除外して、別表に耐用年数を書く分には良いと思う。それから、現地説明会は日程を最初から決めるわけにはいかないのか。これでは、提案をする前に、説明会参加の要望を出すことになるが。
- 【事務局】 どのくらいの時期で設定するのが良いだろうか。できるだけ早くが良いとは思いますが。
- 【委員長】 時期の真ん中くらいか。イメージトレーニングをしてもらった上で、早めの方が良い。反応が悪ければ、広報の方法を考えるということもできるし、マーケットサウンドも含めて早めに。そうはいつても半月は空けないと浸透はしない。
- 【A委員】 2回に分けてもいいと思う。1回目に来られない人が2回目に来ることもできる。
- 【事務局】 10月20日前後と11月上旬の2回をあらかじめ設定して、募集をかけたいと思う。
- 【C委員】 日付がはっきりと出ていた方が、かえって勝手に行く人がいなくなって良いと思う。
- 【A委員】 Eメンバーの方の反応もあるかもしれない。
- 【事務局】 もしかすると応募されるかもしれない。厳密な図面を求めるものではないので。
- 【委員長】 様式1についてはどうか。
- 【A委員】 2枚以内にまとめてくださいということは、フォーマットが延びていてもいいということか。
- 【事務局】 様式1の1から5の枠の範囲で収まらなければ、それを広げてもいいが、裏表で収まるようにということである。
- 【A委員】 基本的にはインターネットでダウンロードをする様式なのか。
- 【事務局】 そうである。

- 【委員長】 「2 複合施設の概要」のところに、括弧書きで、“規模、機能等”とあるが、建設、維持管理、運営の主体も聞く必要があると思う。複合施設と書いてあるが、ただし書きで学校敷地全体、周辺もとなると、そちらをどこに書くかである。「学校施設及び学校敷地内外の複合化のアイデアの概要」といった感じになるといいが。
- 【A委員】 様式2であるが、要項には、提出するものにイメージパース若しくは平面配置図又はこれに替わるものとあるが、イメージパースというと、ちゃんとしたものでないといけないと受け取ってしまう人もいると思う。計画の全体像がわかるものを図で書いてあればいいと思う。
- 【委員長】 「イメージ図若しくはそれに替わるもの」とするか。
- 【A委員】 その全体像がわかるものを見せてもらう。人によっては時系列でのフローチャートを描きたい人もいると思う。そういうことも可能だというニュアンスが伝わると良いと思う。
- 【委員長】 何か案はあるか。イメージ図でそこまでは表せないから。
- 【B委員】 時間が入った事業スケジュールみたいなものがあると良い。複合施設及びその他の施設に分けることになるので、事業スキームまではいかななくても、事業スケジュールと実際の複合対象の2施設とその他複合化できる施設の概要を書けるようにしておく。多分入れるものがなかなかイメージがわからないと思う。
- 【A委員】 例えば様式1の5のように、任意記入で時系列やスケジュールを書ける枠を設けるのも良いと思う。
- 【委員長】 任意でも記入枠が入るとハードルが上がってしまう。様式1の5もない方が良くないかとも思う。
- 【C委員】 4 ページの注釈に、北側の校舎は今回の提案での解体も可能とされているのを読むと、真ん中2つの校舎は手付かずで残しておけというように読み取れるが、今の段階ではそれで良いということか。
- 【事務局】 手をつけるのであれば、例えば補助金を捨てても、将来にわたってこれだけの効果がありますよというようなものまで出していただけなのであれば良いですと。北側の校舎は、問答無用で解体しても大丈夫ですよというつもりで書いたが。
- 【B委員】 案をいただく形なので、多分あまり言及しない方が良くないかと思う。委員会で最終的な案にして提出するわけですから。
- 【事務局】 あえて解体不可とも書いていない。そういうニュアンスを入れている。
- 【A委員】 質疑で出たら答えれば良いと思う。
- 【B委員】 委員長がおっしゃるように、任意でもハードルが高いかもしれない。
- 【委員長】 任意とはいえ、任意記入の欄も埋めないでと当選しないと普通は思うだろうから。
- 【A委員】 様式1の「3 セールスポイント」の中に、ニュアンスを入れられないか。

- 【委員長】 セールスポイントの括弧の中に、例えば費用対効果やスケジュール上の工夫ということを入れた方が良いかもしれない。それだけだと少ないかもしれないから、施工や技術上の工夫も入れておけば、何か書けるのではないか。それで、5の任意記入欄を外すと良いのではないか。
- 【B委員】 事業上の工夫や技術上の工夫という一言が入るだけでも、イメージが湧くかもしれない。委員長がおっしゃるように、文言が入っていた方が良いと思う。
- 【委員長】 審査する時には、普通は審査基準を開示したりするが、この場合は基準はない。アイデアだから、実現性は考慮せず、斬新で効果的かどうかということになる。審査基準に対する質問があったらどう答えるか。委員会で判断するという回答で許してもらえるかどうか。入れるのであれば、何とかの観点に従って決定しますという感じになるだろう。“検討素材として採用する”の前に、“再配置計画の趣旨に沿い、本地区の～”というようなことを入れると良いと思う。
- 【E委員】 アイデア自体は、募集して、優れたアイデアとして認められ、最終的に検討委員会の提言の中で決めていくという流れを書いた方が、提案した内容がどう市政に反映されるのかが見えるので良いと思うが。
- 【委員長】 検討素材の募集であり、その成果は委員会報告書に反映、記載されて、市長に答申されると。あとは、周知の方法である。出してくださいとお願いしに行く方法もあるが。
- 【D委員】 秦野市としてこういうこと自体が初めてなら、例えば建設業界が全ての対象ではないかもしれないが、そこに周知する方法はあると思う。
- 【委員長】 新しい方法はないか。
- 【事務局】 あまりそこへ行政マンが動くと、接触の仕方が難しい。我々の提案が採用されたら、計画の時にもという話になり兼ねないので、微妙なところである。
- 【委員長】 告知はするのだから。
- 【事務局】 もちろん告知はして、誰が提案しても良いという呼びかけはする。
- 【委員長】 こういうのをやりますと紙を渡すのも、紙を持って説明をするのも変わらない。出してくれとお願いをするのではなく、会員に周知してくださいとお願いする。
- 【C委員】 地元には東海大学もある。
- 【委員長】 不動産関係はどうか。
- 【事務局】 宅建業協会があるが、会員のほとんどは、まちの不動産屋さんといった方たちではないだろうか。
- 【委員長】 今の趣旨を踏まえて修正していただき、念のため1週間以内に委員にメールで照会していただきたい。配付資料の残りの説明は必要か。
- 【事務局】 配付資料 4、5 は、アイデア募集の際に参考になるという観点で作ったものである。
- 【委員長】 少なくともこれくらいは勉強してほしいところだ。資料6はどうか。これは何か。

- 【事務局】 シンボル事業の具体的な内容を、今回初めて固有名詞が入った形で報告をさせていただいた。市で考えている事業案の内容である。
- 【委員長】 それでは、資料6の説明だけお願いしたい。
- 【事務局】 (資料6の内容を説明)
- 【委員長】 何か質問はあるか。
- 【B委員】 これはすべて、基本的に再配置計画の項目に入れ込む形になるのか。
- 【事務局】 具体的に入れていく。
- 【B委員】 ちょうど今具体的な対象があるという形の中で、少なくとも再配置の意図に沿った形の効果といったものも分析しないといけない。その上で、例えば地域活動支援センターひまわりが公設公営から民設民営に移った際に、本当に効果があるのかどうかをシビアに検証しないといけないと思う。これは、まだ検証しないで案という形で出しているのか。
- 【事務局】 ひまわりに関しては、担当課でその辺のチェックは行っている。
- 【B委員】 そうすると、計画の中でも、所管課で検討された資料が出てくる形であるのか。例えば、公設公営から民設民営に移った場合に、これだけ市の負担が軽減されてという資料はあるのか。
- 【事務局】 その資料は既にある。例えば、今建て替えた場合の試算や、民設民営の場合は建て替えの費用やランニングコストの効果、サービスがどのくらい良くなるのかという3つくらいの視点での区分は担当課でも行っている。
- 【B委員】 計画に載せる以上は、その辺の数字等もチェックする必要があると思う。
- 【委員長】 他にはいかがか。
- 【D委員】 3番目の「小規模地域施設の自立化と開放」については初めて見たが、前回の資料でA3 1枚の資料があったと思うが、この先10年でこういう施設が更新時期を迎えるとして、具体的な進め方も委員会で検討するということなのか。
- 【事務局】 検討できた方が良いが、時間的余裕からいっても無理なのかなとは思っている。事務局サイドで、一定の形をお見せしてご意見をいただくという形になる。一からご検討くださいということにはならない。
- 【C委員】 機能はどうなるのか。
- 【事務局】 公民館に移転してもらおうというように考えている。
- 【E委員】 市としてお荷物になった建物を地域に押し付けているというように受け取られないか。
- 【事務局】 児童館などの公営としていた今の機能は、他の公共施設に移転して残る。そのうえで、「ハコ」として地域が使い続けたいというのであれば、「公」はもう維持しませんよ、地域に差し上げるので、地域で維持管理を行ってくださいという考え方である。そのために、耐用年数は過ぎていたが、耐震補強を全て行った。
- 【E委員】 郵便局に連絡所業務を行ってもらおう理由は何か。
- 【事務局】 保健福祉センター周辺は、連絡所の空白域であるが、日本郵政の社員は、公務員にしか認められていない証明書の発行業務が、法律によりできることとされ

ているため、公務員を置かずに連絡所業務を開始することができる。将来のことを考えると、たとえば、今連絡所業務を行っている公民館の管理運営を地域住民に委ねるとなった場合、そこに公務員はいなくなるので、連絡所業務を行うことが難しくなる。そういった場合にも、郵便局は市内に多く設置されているので、近隣で連絡所業務を代わりにやってもらうことができる。このように、ここで取り組んでおくことは、将来に向けても有効なことであると考えている。

**【委員長】** 他に何かあるか。なければ次回以降の日程を確認したい。10月と11月の日程は次第にあるとおりで、12月の委員会は、アイデアの審査となるため、丸1日かかることも考えられるので、今のうちに決めておきたい。12月15日午前10時からということではいかがか。

(一同異議なし)

**【委員長】** 事務局もそれでよろしいか。それでは、12月の委員会は、15日午前10時からとする。これにて、第10回の委員会を閉会する。

－ 閉会 －

※ 委員名のアルファベットは、発言順に付したものであり、前回以前の会議録との整合はありません。